

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日には、そ  
の翌日)

- ◆規則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則
- ◆告示 生活保護法による医療機関の指定
- ◆土地改良事業計画の適否の決定
- ◆土地改良区の定款の変更
- ◆生活保護法による医療機関の診療所の廃止等

## 規則

- ◆選管告示 選挙管理委員会委員長の住所及び氏名  
選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定
- ◆教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◆正誤 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則中  
訂正

### 鳥取県規則第二号

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則  
(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

別表第二課長共通専決事項の欄第十号の次に次の一号を加える。

十の二 職員の児童手当の受給資格及びその額の認定

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の次に次の一号を加える。

四の二 課員の児童手当の受給資格及びその額の認定

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十六年九月六日	山田内科医院	米子市錦町一丁目三九
二十日	岡空医院	米子市錦町一丁目三九
十一月二十五日	豊田医院	糀町一丁目二五
"	河野医院	境港市栄町（三五一の九八）

鳥取県告示第三十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止し、又は廃止した旨の届出があったので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	休 廃 止 年 月 日
岡空診療所	米子市糀町一丁目二五	昭和四十六年九月二十日
羽合町国保直営診療所	東伯郡羽合町長瀬一九五〇	" 十月一日
豊田医院	米子市糀町一丁目八七〇	二十九日
"	上福田五〇二の二	"
"	十一月九日	二十九日

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和四十七年一月十一日認

00831

可したので同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年一月十八日

### 鳥取県告示第三十四号

昭和四十六年九月三十日付で江府町長から申請のあつた土地改良（杉谷地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十九日から二十日

#### 三 縦覧に供する場所

江府町役場

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第三十六号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（江津地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第三十五号

昭和四十六年九月三十日付で江府町長から申請のあつた土地改良（宮市地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（横手地区ほ場整備）事業は、

(第三種郵便物認可) 昭和47年1月18日 火曜日

## 鳥取県公報

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三十八号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（志津地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十一号

氣高町長から申請のあつた町営土地改良（宝木地区かんがい排水）事業において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第三十九号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（谷地区老朽ため池補強）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十二号

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良（広木地区農道整備）の事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（恩志地区かんがい排水）事業は、

## 鳥取県告示第四十三号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（天王地区農道舗装）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第四十四号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（下伊勢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 知 破 一 朗

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第四十七号

鳥取市大塚二三九番地中島常雄ほか六十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（大塚地区かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号  
東伯町長から申請のあつた町営土地改良（良ツコウ地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

より告示する。

昭和四十七年一月十八日

#### 鳥取県告示第四十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（中尾地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

(第三種郵便物認可) 昭和47年1月18日 火曜日

## 鳥取県公報

住所 鳥取県米子市明治町八番地  
氏名 加藤 章

昭和四十七年一月十八日

## 鳥取県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第三項の規定による委員長の職務代理者を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

委員長の職務代理者 山本 鉄太郎

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第二号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

販段

誤

正

誤

正

鳥取県消防頭彰金条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十六年十月鳥取県規則第七十八号）中次のとおり誤りがあつたので、訂正する。

三 下 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第六条第二項から第五項（第三項第一号を除く。）までの規定の例による。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。